

郷土資料

昭和四十九年一月二十七日(日)

於

福祉金館第二會議室

第六十一回 郷土研究会

越ヶ谷 会田出羽家 と

神明下 会田七左衛門家

越谷市郷土研究会
理事 本間清利

越谷会田出羽家と神明下会田七左衛門家

(1) 会田出羽家

天正十八年（一五九〇）七月五日、北條早雲以来五代九十年余にわたって関東を制覇してきた後北条氏が、豊臣秀吉によつて滅され、後北条氏の旧領は小田原参陣の論功行賞として徳川家康に与えられた。

この時期における家康の立場は、秀吉に次ぐ実力者とはいえたまだ秀吉旗下の一大名にすぎず、駿河・遠江・三河・甲斐・信濃の旧領を奪われて後北条氏の勢力圏である関東に移されることは予想外の左遷には違ひなかつたが、この転封を断ることは秀吉に対する反逆もあり、家康は同年八月一日江戸城に入つて関東の經營に着手した。

江戸城に本據を置いた家康は、まず家臣団の所領配置を終らせ、上野の佐野・常陸の佐竹・安房の里見、下野の那須・守都宮など周辺諸大名の動向を探知し、かつ地勢の視察のため鷹狩の名目で自ら各地を巡察した。この巡察は周辺諸大名の警戒にあたつたものであ

るが、在地土豪層の撫順と家臣団の統制を目指したものであつた。

このうち在地土豪層の掌握には、当時勢力の大さかつた寺社に対して寺社領の安堵状を発したり、北条氏の武将を家臣団に与えたり有能な土豪層を代官の下代や村の長に位置づけたりして農民掌握の基盤をかためていつた。これら農政を担当した家臣は、伊奈忠次・彦坂元正・長谷川長綱・大久保長安であつたが、とくに伊奈忠次は足立郡小室に陣屋を設け、関東近畿の治水に農政に注目すべき施策を行つていた。しかもその間有力な在地土豪層を自らの家臣に組み入れて農政の派遣とはかつていて、例えば穗戸新田の開発に功績のあった神明下村会田七左衛門正重・葛飾郡宇喜新田の開拓者宇田川喜兵衛・群馬郡の代官堀を用さくした滝村の江原源左衛門等がいすれも伊奈氏の家臣に登用されていた人達であった。

また大久保長安による八王子十人同心の組合も伊奈氏と同じく在地土豪層の登用を重く見た施策の一つであつた。

このほか当地域で家康旗下の家臣に登用された例に、越ヶ谷の会田庄七郎資勝がある。徳川幕府が寛永年間編さんした『寛永諸家系団伝』によると、会田資勝は

「会田」

出羽生國武藏

岩付の城主太田下総守に屬す 資久

大膳現につかえたまつる 資重

七郎豆野門

資信

小左衛門同前

将軍家につかえたまつる

資勝

出羽生國同前

と記されている。これによると資勝は会田出羽資久の子で家康につかえていたとあるが、その仕官の年月は詳かではない。しかし、徳

川実紀は慶長十二年（一六〇七）二月二十九日の頃

に、「大御所江城を御発輿ありて駿府に赴かせ給ふ、相州中原にて数日御放鷹し給ふ、この頃御旅館に金の茶釜をはじめ茶器類うせてみえず、よてその夜の番士会田勝七某を掛川へ、落合長作道一を田中へ、岡部藤十郎某を沼津に召あづけられて糺察せらる」と記されている。つまり徳川家康が駿府に帰る途中相州中原御殿に逗留したが、この間に金の茶釜や茶器類が盗難にあった。このためその日の

役の二人がそれぞれ大名家にお預けの身になつたとあるのを、資勝の仕官は比較的早い時期のことと見て取られる。

こののち同じく徳川実紀は慶長十五年二月四日の項に「四年のさき、中原の御旅館にて金の茶具ぬすみにち跡にひ觸とらる、よてその夜宿直の番士落合長作某、岡部藤十郎某、会田庄七郎資勝等皆罪ゆるされて出仕す」とあり、茶器類を盗んだ跡が逮捕されたのでその罪を許されて出仕するところである。しかしその後実際に再出仕したかそのまま隠退したかは不明である。

いすれにしろ系団伝によると資勝の孫にあたる資信が西度將軍家に仕えていたことになっている。越ヶ谷会田家に伝わる『会田家系団伝』によると、当の資信は小左衛を称し、寛永元年（一六二四）徳川家光の小姓役として任官し、寛永十年切米三百俵、その後二百俵の加増により五。石高の旗本会田家の祖とされている。この会田出羽家の出自は詳らかではないが『会田家系団伝』によると信州海野氏の流れで、信州会田郷に居住したときから海野姓

を会田姓に改称したといわれる。

「幸久」会田小七郎改姓

天文年中小笠原信濃守長時在子信州林館之節常武田小笠原雖爲一門互爭歲年尚矣自享禄至天文武田信虎同晴信子小笠原長時數度及合戰長時終爲信玄失利子時避旧領信州而上京從是從士悉流浪云云至弘治初屬北条氏康氏政父子而領武州之地焉

信清会田中務丞属北条殿領於武州總守之内也

三十貫文半役江戸下平川内幕下之内
百武貫武百五十九同葛西小扇
九十三貫四百文同同飯塚
五拾毛貫武百五十文同同奥戸
以上武百七拾六貫九百文
此内百五十三貫五百文改而被仰付知行役

某松寿丸山城守

母天正十六庚子年家未田鳴氏有恩慮而以安撫北条殿奉行所其文曰

会田代官田嶋豊後棒目安酒、会田後家以相書付遂糺明畢、然而田嶋事会田松寿子可令殺害企致之由雖申上証拠無之上者、

後家申處有同教候、会田松寿先段被仰出如証文致陳代可走廻、此上若對会田子并後家不儀之報致之候者田嶋可廻嚴科候、能々遂謠味万端無相違様可走廻之旨依仰狀如傳

天正十六年庚子七月廿日評定衆

氏直度朱印

下總守康信

書判

田鳴豊後守とのへ
某松子代

資清

会田出羽佐田信義

父將監相伴自信州到武州越々谷而居住于此前、往年因太田美濃守資政後号三衆齋常々三衆寺會田氏加懇意而親故授資之字、依自然是子孫用資之字云云天正十七己丑年八月六日率弓喜教院殿長亨利教居士

資又

会田出羽佐田信義

天正十八庚寅年相州小田原北条家鳥大閣秀吉公滅亡同八月東照宮周東御入國之時度々越谷邊被爲成之刻資久初奉拜謁其後新方領增林村之内御茶屋御殿有之廻、越谷御鷹野御成之節出羽屋舗林等被遊上覽場所

宜候付地面可差上旨被 仰付則奉指上 御
殿并御賄屋敷共出羽所持地之内被遊御建度
々 入御之節出羽并妻 御目見被 仰付奉
蒙御懇之 上意 其上 御馬駿鐘馗之御小
簷御紋附御团扇 東照宮御筆鶴之御繪於
御前被下之 台德院殿度々被焉 成出羽夫
婦 御目見被 仰付奉蒙 上意 然处宇都
宮御座立節御忍道御案内出羽被 仰付御供
仕 其節森川七太夫 内田出羽 久世三四
郎一所御用相勤彼是為御褒美烟壺町步被下
置伊奈備前守書判印形之運被相添被下之
元和五年十月十六日平号歎臺院殿祐子道
光居士

資重会田七郎右衛門

台德院殿 大猷院殿度々越谷 御成之節
七郎右衛門并妻 御目見被 仰付奉蒙御懇
上意 大猷院殿御第三番叟之御繪被下之
正保元年申年七月二十七日卒 号深興院殿登子道幽
居士

寛永元甲子年被召出 大猷院殿御小姓相勤
大猷院殿御小姓相勤

資信金田小左衛門

同十五年御切米三百俵被下置 其後二百俵
御加増被仰付 都合五百石高被成下 正保
ニ丙午年大御番植村帶刀組御番入被 仰付

慶安ニ五年八月廿六日病死 号立大院殿直淨損居士

この会田家系図によると、永禄二年（一五五九）

の成立といわれる「小田原衆所領役帳」ならび

に天文二十一（一五五二）のものといわれる「小

田原祕鑑」中の御鳥廻り衆一二騎中の一人に

記載のある会田中務丞は、会田将監章久の子

で信清と称し、越ヶ谷の会田出羽資清は中務

丞の第筋になつてゐる。資清は父将監にとも

なわれて越ヶ谷に住したとされ、当時の岩槻

城主太田三樂齋資正と親交があり、資正から

「資」の字を授けられたといふ。以来会田氏の譜
にはいすれも資の字があつてられている。

系図にはまた天正十六年（一五八八）の北条氏
の裁許状が載せられてある。これによると会
田中務丞の歿後お家騒動があつたと見られる
がこの間の事情は詳らかではない。いすれに
しろ会田出羽資清は北条氏の裁許状の出され
た翌天正十七年の八月に歿し越ヶ谷天岳寺に

う。その子は出羽資久と称し、慶長九年一

一六。四)出羽屋敷内の敷地を徳川家康の要請によって越ヶ谷御殿地を提供している。当の資久の記事のうち「下野国宇都宮に節度のとき仰をうけて間道を導きたてまつり」とあるが、これは慶長五年(一六〇〇)会津上杉討伐における秀忠の宇都宮出陣をさしたものか、あるいはこの外の事歴をさしたものかこれまた詳らかではない。いずれにしろ慶長十三年五月に資久に手えられた屋敷一町歩の伊奈備前守忠次による差譲書は次の通りである。

7 以上

急度申入候 仍其方御公方御用能々走廻

候、付而為屋敷分と畠毛町歩被下候、長

ノ所務可被致候、殊御用可被走廻候、

古之通本多佐渡殿も御存知之間如之候、

仍如件

慶長三年

申五月十九日

伊奈備前
忠次(花押)

会田出羽殿

出羽資久は元和五年十月に没し同じく夫岳寺に葬られた。法号を歡喜院殿祐子道光居士といふ

次いでその子は七郎右衛門資重となつており『寛永諸系図伝』の記載と異なつてゐる。何故庄七郎資勝が会田家系図から除かれているのかこれまた不明である。七郎右衛門資重は正保元年(一六四四)七月に没し天岳寺に葬られた。法号を深興院殿澄乎道幽居士といい、いすれも後に建立せられたと見られる墓石が越ヶ谷天岳寺の墓地に残されてゐる。その子は前記旗本会田家の祖小左衛門資信であるが、ここで本家筋にあたる越ヶ谷の会田家と、分家筋にあたる被本金田家とに分歧する。参考までに旗本会田家の系譜を『寛政重修諸家譜』によつて見ると次の通りである。

資信(虎之助小左衛門)妻某氏

大猷院殿につかへたてまつり大番をつとめ廩米三石俵をたまひ寛永十年二月七日薪恩ニ百石をたまひ、これまでの廩米を采地にあらためられ、武藏国埼玉郡のうちにをいてすべて五百石を知行す、慶安二年六月二十八日死す。法名淨頓牛込の大信寺に葬る

資忠

(又六)

越谷に住し子孫民間にあり

資威

虎之助小左衛門 母は某氏

慶安二年十二月十四日遺跡を繼小普譜となり、寛文四年十一月十八日大番に列し、元禄八年四月十九日大坂の御弓矢奉行に転じ宝永三年三月十二日務を辞し四年九月五日死す、法名曰清、牛込の内福寺に葬る、妻は館林の家臣神原七右衛門が女

資刑

牛之助伊右衛門致仕号通翁母は政勝が女

寛文十二年二月二十一日はじめて巖有院殿に拜謁す、時に七年天和三年九月二十五日大番に列し、元禄二年正月二十一日桐原番にうつり三月十五日大番に復し宝永四年十月二十七日遺跡を繼、正徳五年五月二十七日御代官に転じ、享保十七年六月二十六日職を辞す、元文五年正月七月二十五日致仕し、寛保元年九月八日死す年七十六、法名秀道、葬地資信におなじ、妻は飯室兵衛昌継が女、後妻は甲府の家臣飯塚七郎兵衛政侍が女

資敏

勝之丞伊右衛門母は政洋が女

元文五年正月七月二十五日家を繼、十月晦日大番に列し、寛延二年六月二十三日御代官

資益

元次郎伊右衛門

宝曆十年四月二十八日はじめて惇信院殿にまみえたてまつり、寛永六年四月六日遺跡を繼時に四十四才采地五百石、天明二年二月四日大番となり、寛政十年十一月二十一日番を辞す、妻は資敏が女

とある。このうち正徳五年五月に代官に転じた伊右衛門資刑は、同年十月比企長左衛門の跡をうけて関東諸河川の河川隸りを担当しており、「元荒川・星川・下利根川并用水悪水、比企長左衛門跡会田伊吉衛門被仰付、依之御勸定所証文相廻し候ニ付」に順達可申」という触書を当地域村々に發している。その子資敏もまた石見代官などを歴任しており、この家系は幕末まで存続していた。

一方本家筋にあたる越ヶ谷会田家は、元禄八年(一六九五)の幕領總檢地において現存している檢地帳等五冊のうちの四冊を集計す

ると、田畠合せて六町六反七畝六歩、屋敷地
が四町四反一畝十二歩、山林が五反三畝一四
歩、そのほか会田五郎平分の分附として七郎

左衛門以下七名の名儀で一町二反三畝一九歩。

それに五郎平抱として長左衛門名儀の七反九
畝二四歩の記載があり、特殊な家柄を持續し
ていたことが知れる。

その後日金田家系図によると、会田家は
元禄検地の際の当主五郎平の代に没落し江戸
に退転している。しかしこの退転した五郎平
の子源兵衛・平兵衛兄弟の代に至り、越ヶ谷
に復帰した。すなわち宝曆九年（一七五九）十一月
越ヶ谷町東町裏耕地内の新田開発を勘定奉行
一色周防守役所に申請し、畠一町十六歩を開
拓した。（東町裏底新田）次いで安永二年（一
七七三）正月、伊奈備前守差添書判によつて

拜領した畠一町歩の敷地、この実坪三町四反
三畝十歩、そのほか屋敷添の山林二筆、五反
一八歩にわたる会田氏屋敷構内を元のまま買
戻した。

また平兵衛は文政十年（一八二七）越ヶ谷の
久伊豆神社に、新道と御神橋、それに外御庭

阿茹獅子一対の三口を奉納したが、現在社前
にある石造の獅子一対が、その際奉納された
阿茹獅子である。

会田七左衛門家

越谷市出羽地区七左町は、もと七左衛門村
といわれた行政村落であった。正保初年（一六
四四）の成立といわれる村高調書『式農田園法』
によると、当時は七左衛門村は越巻・大間野
を含めて槐戸新田と称されており、この村高

は

伊奈半十郎御代官所

一高千武拾石六斗三升 新田槐戸村

一高千武拾石八斗三升五合 田方

内 九百八拾七石八斗三升五合

烟方

と記載されている。

元禄八年（一六九五）幕領の総檢地が実施さ
れ、槐戸新田は三村に分村したが、このとき
の七左衛門村の村高は一〇ニ石六斗八升二
合である。越巻・大間野兩村を合せると二〇
五石あり、正保初年から元禄までの五〇
年間に、槐戸新田は二倍にいたる開発が遂げ

られていたことが知れる。

この七佐衛門の村名は槐戸新田の開発者会田七左衛門の名をとつて名付けられたといわれ今にその名をとどめている。会田七左衛門は諱を政重といい、観照院に保存されている政重の位牌には、寛永十九年（一六四二）十一月行年六十ニ才あるので、歿年から逆算すると、天正八年（一五八〇）の生れである。当の会田家の過去帳には政重の養父母や養祖父の記載があるので、養子であるのは確かと見られる。一説によると政重は越ヶ谷会田出羽氏の養子であるといわれ、成長の後神明下村に分家創設したといわれる。

文化年周建立の会田家八代重昌の碑には、「其先出於北条十郎氏房有故改今姓氏」とある、つまり政重は太田一族の遺子であり、岩槻城落城にあたって落ちのび会田出羽氏のもとにあってその従者に養育せられたと考えるのが妥当であろう。いずれにしろ成長の後、会田出羽氏の支配から離れ、伊奈氏の家臣となつて槐戸新田の開発に尽力した。

元和三年（一六八三）成立の「神明縁起書」に

ある「元和年中会田氏政重曾任官吏伊奈氏とあるのがそれであり、また「官領於新懸田号謂七左前田」とあるのがそれである。すなはち政重はすでに本家筋会田出羽氏の手代から離れ、幕領の代官伊奈氏の家臣に組入れられ、「竭力励心闢草蕎広井地令邑種園扶河疏溝洫」して開発につとめた。かくて「第屋榮四境羅大圃」という豊かな村が成立したが、村人はその功を讃えて七左前田と称したといふ。こうして新田村が造成され、人々が開拓地に定着していくにしたがい政重はます日映山観照院を新田村に開基した。周山は越ヶ谷会田家に出目を持つ高僧小池坊七世尊慶頼心である。次いで越巻の齒蔭院と谷中の妙御院を創設し大沼の武主大明神社を再建するなど、近世の村づくりに大きな功績を残した。

政重の晩年は伊奈氏の臣籍から離れたようであるが、その子政連も基石の銘によると「仕伊奈氏」とあり、また享保元年（一七一六）五月の公方薨御鳴物普譜停止触や、享保四年正月の御鷹御用触その他諸触に、富田吉右衛門、会田七左衛門の名で村々に迴状を出している

ので、代々関東郡代伊奈氏にはえていたと見られる。

このように特殊な家柄である会田七左衛門家の持地を、試みに元禄八年の検地帳で累計すると、七左衛門村だけでも一六町五反八畝歩余、高一メ九石七斗八升の土地を所有しており、七左衛家の親族である八郎兵衛（井出）の六五石一斗ニ升、同じく一族の彦吉衛門（会田）の七町五反六畝歩を大きく引離している。さらに神明下村や越巻村、大同野村の七左衛門氏所有地を合計すると、大きな所持高を示す筈であり、開発領主的な性格が見られる。その後寛政四年（一七九二）の三月、伊奈家に御家騒動があり、伊奈家は改易にあつた。その折伊奈家改易に連座した伊奈家家臣会田七左衛門の所持地はお拂地として幕府に没収された。この時の触書は

7 覚

武州崎山郡七左衛門村

一上田壱町九反六畝拾壱歩

后咸拾壱

一下田武町五反戈拾九步

周 七

小以田壱町九反四畝六步

一下烟壹反五畝六步

一中田壱町九反三畝武歩

一下烟壹反六畝五步

一中田壱町九反四畝九步

一下烟壹反五畝武歩

一上烟壹反五畝武拾七步

一中烟壹反六畝五步

同 同 同 同 同 同 同 同

后咸

九

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
五 八 六 四 式 周 周 周 周 周

一下烟武断五反拾元步

一上烟武反八畝七步

一中烟武畝步

一下烟七反三畝武拾七步

一下烟壹畝拾四步

小以田烟九町武反武拾步

同 周 郡神明下村

石咸十三

一上田三町五反四畝せ八步

一下田武町三反三畝拾三步

一上烟九反七畝武拾九步

同 拾壱

一中烟五反三畝七步

一下烟六反九畝拾四步

一屋敷七反壹畝武歩

同 同 同 同 同 同

小以田烟屋敷拾壹町三反八畝五步

同 同 同 同 同 同 拾壱

折伊奈家改易に連座した伊奈家家臣会田七左衛門の所持地はお拂地として幕府に没収された。この時の触書は

右者元伊奈右近將監家奉会田七左衛門所持之
田畠ニ候處、右近將監方ニ而久所申付候ニ付
音面之田畠此度御私ニ相成候間、扁之者ハ右
村々々罷出村役人江懸ケ合地所等得与見届候
上入札いたし可申、未ル廿日四ツ時札用いた
候間、同日五ツ半時過迄内入札持參銘ニ我
等役所立可罷出候、此週状村順能領限不凍様
早ニ相廻し苗リタ相返者也

子七月三日

小出大助役前

とあり、神明下、七左衛門、越巻三村のうち
二三所五反四畝ニ九歩の七左衛門家所持地が
入札に付されていた。

今お松伏領大川戸村の伊奈家密臣移浦五郎